令和3年2月5日 福祉局長決定

第1条(目的)

この要綱は、「神戸市新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者等訪問事業」について、以下の方針をもとに事業の実施に必要な事項を定める。

- (1) 自宅療養中の高齢者等の生活を支援するために適時、適切な支援の提供を行うこと。
- (2) 訪問従事者の感染防止対策を徹底すること。
- (3) 関係者との緊密な連携による円滑な業務運営を図ること。
- (4) 適切に業務を実施できると認められる事業者への委託により事業を実施すること。

第2条(事業内容)

- (1) 訪問対象者の選定
 - ① 区保健センターにより選定された訪問対象候補者から、福祉局において訪問対象者を選定する。
 - ② 区保健センターからの依頼に基づき、福祉局は事業者に対して訪問対象者への訪問を委託する。委託する事業の範囲は次の(2)~(5)に掲げるものとし、感染防止対策を徹底しながら、自宅療養中の生活を支援するために必要な業務を適宜実施する。
- (2) 自宅療養援助業務
 - ① 食事(栄養)の管理・援助。
 - ② 排泄の管理・援助。
 - ③ 清潔の管理・援助。
 - ④ 服薬の援助。
 - ⑤ 調理・清掃など、その他在宅生活に必要な援助。
 - ⑥ 患者の症状等の観察など医師が必要と認めた看護。
- (3) その他必要な援助業務
 - ① 保健所(各区保健センターを含む)との必要な連絡。
 - ② (5) に定める業務を実施する担当ケアマネジャー、または担当相談支援専門員との必要な連絡。
 - ③ (2) に定めるもののほか、自宅療養のために必要な援助。
- (4) 自宅療養の状況に関する神戸市保健所等への報告業務
 - ① 自宅療養されている訪問対象者の状況を別紙1の様式、またはそれに代わる電磁的記録の方式により、当日中に神戸市保健所へ報告。病状の変化などにより医師の判断が必要な場合には、神戸市保健所医師の指示に従うこと。
 - ② 支援した内容について当日または翌日中に神戸市福祉局へ報告。
- (5) 自宅療養の支援に必要な調整業務
 - ① 自宅療養されている方本人への(2)~(5)の業務に関する説明。
 - ② (2) \sim (4) の支援を実施するにあたっての必要な調整。

- (6) 訪問対象者に対する支援の検討
 - ① (4) により報告を受けた内容をもとに、神戸市保健所、および福祉局は必要な支援について検討する。
 - ② 検討の結果、当事業による訪問対象者への訪問の必要性が認められないと判断した場合に、事業者への委託を終了する。

第3条 (委託金額)

神戸市福祉局は、業務を委託した事業者に対し、以下に定める金額を支払うものとする。 (月額制の場合)

業務委託の開始日から当該業務委託契約の終了の日(以下「業務期間」という。)までの日数に1日当たり52,000円を乗じた金額

ただし、業務期間の半分以上の日数において、訪問業務を実施するよう努めることとする。

(日額制の場合)

自宅療養中の患者への支援 (第2条(1)~(4)に定めるもののうち必要な業務) 訪問従事者 1名・1日当たり26,000円

ただし、患者宅への初回訪問時には訪問従事者1名当たり13,000円を別途加算する。 支援に必要な調整業務(第2条(5)に定める業務)

(居宅介護支援事業所) 訪問従事者1名・1日当たり21,000円 (相談支援事業所) 訪問従事者1名・1日当たり18,000円

第4条(訪問対象者)

新型コロナウイルス感染症の自宅での療養を行う、新たに訪問が必要と認められる者

第5条(業務実施期間)

施行日から令和4年3月31日まで。

第6条 (実績報告)

事業者は、訪問業務終了後、支援の日時や支援の実績について、神戸市福祉局に報告を行う こと。また、業務実施期間終了後、すみやかに期間中の実績をまとめ、報告すること。

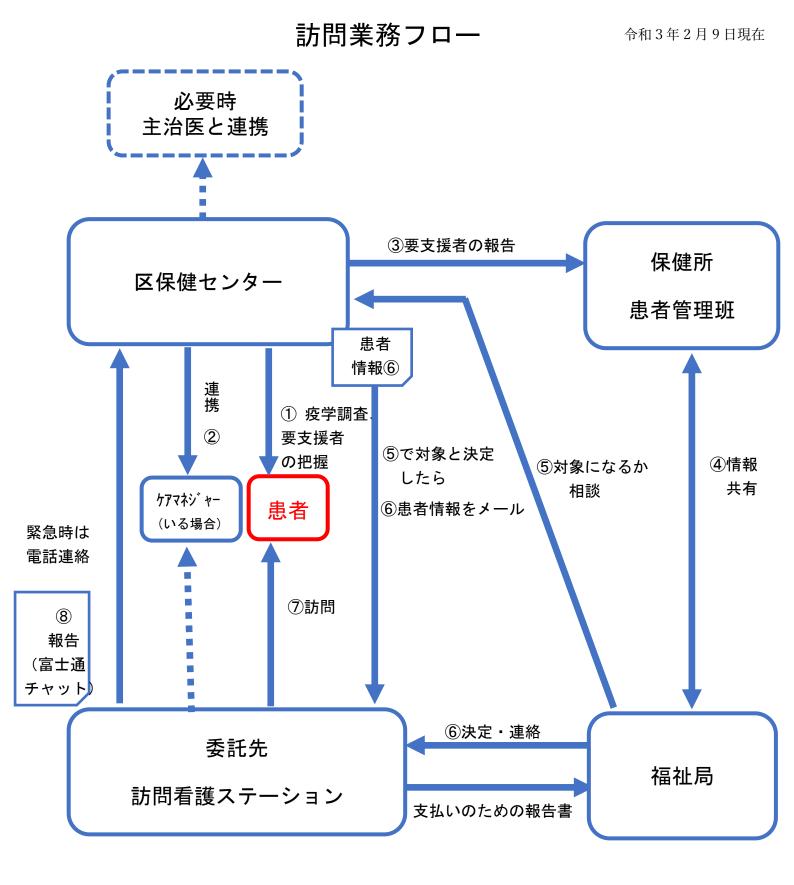
第7条(施行の細目)

この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

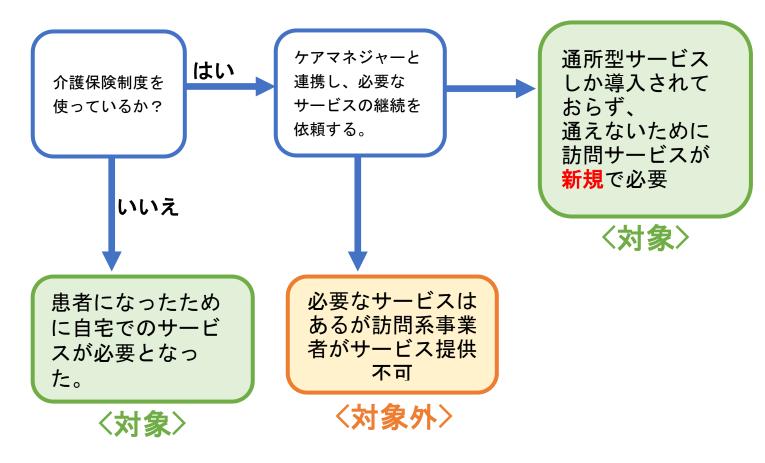
この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

神戸市新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者等



神戸市新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者 等訪問業務対象者フロー 令和3年2月9日現在

対象者(家族が介護できない場合が前提)



〈内容〉

- (1) 自宅療養援助業務
- ① 食事(栄養)の管理・援助。
- ② 排泄の管理・援助。
- ③ 清潔の管理・援助。
- ④ 服薬の援助
- ⑤ 調理・洗濯・掃除・ゴミ出しなど在宅生活に必要な援助。
- ⑥ 患者の症状等の観察など医師が必要と認めた看護。
- (2) その他必要な援助業務
- ① 保健所(各区保健センターを含む)との必要な連絡。
- ② 援助に必要な調整業務を実施する訪問対象者の担当ケアマネジャー、または担当相談支援専門 員との必要な連絡。
- ③ (1)(2)に定めるもののほか、訪問対象者の自宅療養のために必要な援助。
 - ※障害者で生活支援が必要な場合含む